

京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第1号

目次

大学文書館への期待 長尾 真……………2	日誌……………8
大学文書館の設置 佐々木 丞平……………4	人の動き……………9
データで見る京都大学の歴史： 在学者数の変遷 ……………6	資料提供のお願い……………9
大学文書館の動き： 行政文書が搬入されました ……………7	京都大学と定年制 嘉戸 一将……………10



楽友会館風景
(1920年代後半撮影)

河上肇送別謝恩会
(1928年 / 中央奥に座っているのが河上肇)

楽友会館で談笑する学生

楽友会館は、1925(大正14)年に、京都帝国大学創立25周年記念事業の一環として、森田慶一の設計により竣工した。「楽友」は当時の総長荒木寅三郎の命名による。研究会や講演会、また学生の憩いの場として盛んに利用され、1928(昭和3)年には、経済学部教授を辞職した河上肇の送別謝恩会も開かれている(写真左下)。大学文書館では、この楽友会館の一階部分を書庫として利用している。80年を経たこの建物内に、京都大学の歴史を次代に伝える資料が収蔵されつつある。

大学文書館への期待

京都大学総長 長尾 真



京都大学に大学文書館と名づける学内施設が平成12(2000)年11月に設置されました。あまり聞きなれない名称かもしれませんが、大学のもつ各種の歴史的資料の収集、整理、保存、閲覧および調査研究を行うところでもあります。京都大学はこれによって、図書館、博物館、文書館という大学がそなえるべき3つの機能をそなえたこととなります。ほとんどの大学が図書館機能しか持っていない中で、3つとも内容的にも機能的にも最も充実した形の施設として整備できたことは誇りにすべきことと思います。

明治30(1897)年に創設された京都大学は、日本の大学の歴史の中で特徴的な道を歩んで来ました。京都大学は自発的に自由に、研究者それぞれの創意によって学問を行うという基本的精神から、大学創設以来、特に第二次大戦終了までの間、国の学問研究に対する介入という幾多の試練に遭いながらも、学問の自由、大学の自治を獲得するために最大の努力をして来たのであり、日本の大学史を考える際に、この京都大学の百年の歴史を除いて語ることは出来ないのであります。

これは京都大学百周年を記念して編集された『京都大学百年史』全7巻に刻みこまれておりますが、そのために作られた百年史編集史料室は、京都大学のこの特徴ある歴史にかかわるぼう大な資料を収集いたしました。百年史出版事業が終了したあと、このぼう大な資料をどうするかということは、編集史料室が作られた時から問題になっておりましたが、これが京都大学大学文書館につながったわけでもあります。

この大学文書館は百年史編集の時の資料だけを持っているわけではありません。ご存知の通り、平成11(1999)年に情報公開法が制定され、国家行政機関の活動について「国民の知る権利」が保証されることになりました。その結果、京都大学においても行政文書は情報公開の対象となっておりますが、その保存期間が満了したものは大学文書館に移管し、京都大学の歴史的文書として保存し、将来の研究の対象にすることを決定しました。こういった文書の保存はアーカイブス(archives)と呼ばれ、欧米では古くから行われて来たことでありますが、日本ではごく最近

のことであり、大学でこれを本格的に行うことを明確にして、大学文書館と名づけた施設を持ったのは京都大学が初めてではないかと思えます。

京都大学大学文書館は、現在専任教官3名(助教授1、助手2)という構成で、京都大学を中心とした日本の大学史の研究を行うとともに、百年史編集の時に集めたぼう大な資料の整理を精力的に行っております。場所としては、平成15(2003)年秋に開館する京都大学創立百周年記念時計台記念館内におき、資料を公開し閲覧に供することになっております。

『京都大学百年史』は京都大学の歴史を記述するとともに、3巻の資料編には主要な資料が収録されていますが、その背後にはぼう大な資料が存在するわけでもあります。しかし資料の収集はまだまだ不十分であります。たとえば創立以来、各学部でどのような講義が行われて来たのかといったことや、その講義科目表、時間割表、講義内容資料といったものは大変興味のあるものですが、大学文書館にはほとんど収集されておられません。こういった資料を含め、各部局には相当な資料が存在すると思われませんが、出来ればそういったものを大学文書館に移管し、しっかりした目録のもとに永久保存し、誰でも必要なときにすぐ見られるようにしたいものがあります。各部局のご協力をお願いいたします。

京都大学大学文書館は、京都大学のたどって来た道を資料で示すことによって、大学のもつ伝統と個性や特質を明らかにし、ひいては京都大学の構成員である我々教職員、学生それぞれにとって、自らの大学のアイデンティティを確かなものとする場となるものであります。

日本の大学の発展過程を思想的にたどるとともに、各学問分野の発展と社会との関係の詳細を明らかにすることは、日本の近代史、現代史を記述することでもあります。このような大学という知的活動の世界から日本の歴史を浮かび上がらせることはこれまでほとんど行われていず、歴史学に対して新しい切口を与えるものであります。

こういった大学文書館のもつ意義を我々は広く共有し、京都大学大学文書館のこれからの発展を協力して支えてゆこうではありませんか。

大学文書館の設置

京都大学大学文書館長 佐々木 丞平

はじめに

2000(平成12)年11月1日、「京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため(京都大学大学文書館要項) 京都大学大学文書館が設置されました。以下、大学文書館の設置の経緯、意義、今後の業務等をご紹介します。

設置に至るまで

大学文書館設置の契機の一つは、2001年8月に完結した『京都大学百年史』の編集です。写真集も含めると全8巻に及んだ百年史の編集にあたっては、学内の行政文書をはじめ、元職員や卒業生が所蔵しておられた数多くの文書や写真等の史料を利用させていただきました。百年史編集委員会では、編集終了後のこれらの史料の扱いについて早くから議論を重ね、その保存・公開、さらには史料を利用した研究・教育を行う恒久的な組織の必要性を訴えた要望書を2000年3月に総長に提出しました。

もう一つの契機は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)への対応です。情報公開法への対応については、1998年以来学内に設置されたワーキング・グループで議論が重ねられ、いわゆる現用文書の管理等に関する具体的な方策のほか、保存期間が満了した行政文書のうち、学術的価値の高いものを保存する機関を整備する必要性が提言されました。

これらの二つの動きが合わさり、2000年10月24日の部局長会議において11月1日付けの設置が承認されるに至りました。

大学文書館とは

大学文書館は、英語では University Archives と表記しています。Archives - アーカイヴズ - とは、手近の辞典によると、「文書

館(公的・歴史的文書の保管所)、保管文書」とあります。ただ、歴史的な文書といっても、何でも集めるわけではなく、属する組織・団体等の歴史に関する諸資料を収集・利用するのがアーカイヴズの役割と考えられます。この点が、同じように資料の収集・利用を行う図書館や博物館と異なる点と言えます。欧米では、政府機関、地方行政機関、裁判所、教会、企業等の組織・団体にアーカイヴズを設ける伝統があり、大学もその例外ではありません。しかし、日本ではアーカイヴズの歴史は浅く、大学に関しては、京都大学の大学文書館が日本で最初の本格的なアーカイヴズと言っても過言ではないと思われま



近年、大学を含む公的機関は「情報公開」「説明責任」という言葉にも表れているように、自らの持つ情報を開示し、存在理由を説明することが求められるようになってきています。そのようななかで、収集した史料を基本に、自らの大学の歴史や大学のあり方についての研究・教育のセンターとして学内外に様々なメッセージを発信することによって、大学文書館は継続的・恒常的な自己点検の場となると同時に、史料を公開することによって第三者からの評価にも応じられる開かれた場にもなることができると思われま

また、『京都大学百年史』の編集過程で、京都大学の歴史についても今後実証的に解明されなければならない課題が少なくないことが明らかになってきました。さらに、京都大学のように長い歴史を持ち、日本の社会のなかで

重要な位置を占めてきた大学においては、自らの大学の歴史についての史料は広く近現代の大学・学問史、文化史・社会史・政治史等の研究のための貴重な素材になりうるものです。大学文書館は、このような歴史研究の情報発信源となることも期待されます。

これからの活動

大学文書館の最初の、そして中心的な業務は、京都大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存です。受け入れるべき史料の第一は、大学でこれまで生産され、また今後も日々生産されていく行政文書です。『京都大学百年史』の編集ではこの行政文書が最も基本的な史料となりましたが、それは言い換えると現在業務に使われている文書も、いずれは重要な史料となることを意味します。大学文書館が、例えば戦前期のもののような古い文書だけでなく、非現用となったすべての行政文書を収集の対象とするのは、そのような理由からです。

すでにこの11月には、事務局の文書のうち非現用となった約2万ファイルが、大学文書館の書庫に搬入されており、現在目録の作成等の整理作業にとりかかっています。今後も事務局からの移管は毎年行われることになりま

第二に、事務局や各部局で作成される各種の印刷物(広報誌) 履修案内等の修学資料、概覧、自己点検・評価報告書等)も収集の対象になります。これらは、その時期の大学を非常によく示す資料であるにもかかわらず、なかなか系統的に収集されてこなかったのが実状と思われま

受け入れるべき史料の第三は、京都大学に関係のある個人や団体が所蔵されているものです。元教官・事務官、卒業生等が持っておられた文書(公的書類、手紙、日記、ピラ等) 写真を含む視聴覚資料、あるいは記念的物品といったものは、行政文書からは分からない大学の姿を我々に示してくれます。行政文書

と同様、これらの史料を収集・保存していくことは大変重要と考えています。

こうして受け入れられた史料にもとづいて、研究活動を行っていくことも業務の重要な柱となります。大学文書館では、「戦時下における京都大学についての基礎的調査および研究」というプロジェクトを開始しました。具体的には、京都大学におけるいわゆる学徒動員・学徒出陣の実態、それに戦没者数の調査を行いたいと考えています。敗戦後すでに50年以上経過している今日、この調査は焦眉の課題といえるからです。これ以外にも、京都大学史だけでなく、広く大学・高等教育の歴史について、あるいは文書の管理について等の研究を積極的に行う予定です。そして、その成果を研究紀要、報告書、資料集等の刊行によって公開していきます。

そのほかに、広報や教育活動も業務として挙げる事ができます。概略を示したホームページはすでに公開していますが、将来的にはここで所蔵している史料の紹介を行っていきたくて考えています。また、史料にもとづいた展示は、社会に対して研究成果を公表し、大学の存在意義をアピールするのに有効と考えられま

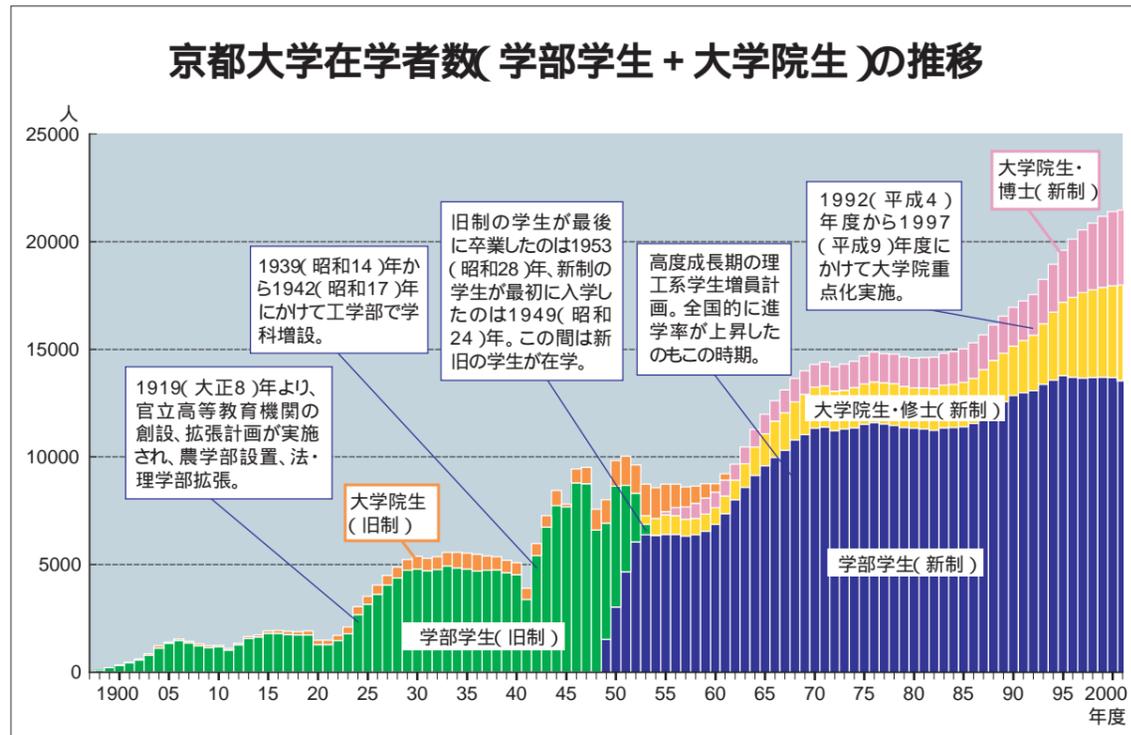
おわりに

発足後1年が経過し、大学文書館はようやく本格的な活動を始めたところ

データで見る京都大学の歴史 在学者数の変遷

2001(平成13)年5月現在、京都大学には13,546名の学部学生がいる。この他、学部に属する聴講生、科目等履修生が合わせて204名、大学院生が、修士課程4,435名、博士後期課程3,484名、大学院に属する聴講生、科目等履修生が合わせて84名である。学部別に見ると最も学生数が多いのは工学部であり、全体の三分の一を占める。

ではこの学生数は、京都帝国大学の創立以来、どのように変化してきたのだろうか。



図に示したのは、学部と大学院に在学する学生数の推移である(聴講生、科目等履修生等は含まれない)。学生数の急激な増加が4回生じている。1920年代(高等教育拡張計画によるもの)、1940年代(戦時中)、1960年代(高度成長期)、そして大学院生の増加が著しい1990年代である。

次に、学部学生についてのみ、10年ごとに各学部別の在学者数、およびその全学に占める比率の推移を表に示した。

学生数の増加は、全学一斉に生じているわけではない。1920年代においては法学部、そして戦時中と高度成長期においては工学部における学生数の増加が、学生数の伸びをリードしてきたと言えそうである。

したがって、各学部在学者数の全学に占める比率(表の下欄 青字)の方も時代によって大きく変化している。たとえば法学部の在学者数は、1930年には、全学の34%を占めていたが、戦後には10%代に低下している。これに対して工学部の在学者数が30%を超えるのは戦後の高度成長期以降からである。

学部別在学者数・全学に占める比率の推移

年度	学部	総人	文	教育	法	経済	理工	理	医	福岡医	業	工	農	計
旧制	1900				96		179		35					310
					31%		58%		11%					100%
	1910	99			226		274		315	259				1173
		8%			19%		23%		27%	22%				100%
	1920	76			250	229		89	329			313		1286
	6%			19%	18%		7%	26%			24%		100%	
新制	1930	688			1645	733		302	495		588	337		4788
		14%			34%	15%		6%	10%		12%	7%		100%
	1940	288			1327	902		248	583		804	362		4514
		6%			29%	20%		5%	13%		18%	8%		100%
	1950	715			1085	936		442	581		1225	636		5620
	13%			19%	17%		8%	10%		22%	11%		100%	
新制	1950	425	64		503	427		365	129		741	370		3024
		14%	2%		17%	14%		12%	4%		25%	12%		100%
	1960	621	208		1172	838		601	510		157	2094	656	6857
		9%	3%		17%	12%		9%	7%		2%	31%	10%	100%
	1970	1024	256		1518	935		1287	766		332	3953	1247	11318
	9%	2%		13%	8%		11%	7%		3%	35%	11%	100%	
新制	1980	1001	218		1705	847		1284	756		323	3945	1243	11322
		9%	2%		15%	7%		11%	7%		3%	35%	11%	100%
	1990	1040	283		2119	1177		1359	708		354	4434	1376	12850
	8%	2%		16%	9%		11%	6%		3%	35%	11%	100%	
2000	647	990	295	2352	1169		1415	637		363	4491	1321	13680	
	5%	7%	2%	17%	9%		10%	5%		3%	33%	10%	100%	

なお、図表の作成にあたっては『京都大学百年史』資料編3の「第4編 一覧・統計 7 学生生徒数」のデータを用い、2000年度以降に関しては、事務局所蔵の資料を用いた。

(京都大学大学文書館助手 保田 その)

大学文書館の動き

行政文書が搬入されました

11月5日から11月15日にかけて、大学文書館書庫(楽友会館本館・別館)に行政文書が搬入されました。今回初めて行われた搬入作業では、事務局が管理してきた行政文書を対象としています。京都大学創立以来の会議の記録・人事記録・会計関係書類など、今まで時計台の書庫や学内の倉庫に保管されていたもののうち、保存期間が満了した非現用の簿冊・ファイル、総数約2万冊が収められました。今後、大学文書館では、まず文書管理目録に基づき、搬入された文書の確認・調査をし、適切に整理・配架します。さらに、十分な調査の上、選別作業にとりかかることになります。また、文書の管理・保存および利用のために、より充実した目録の作成、さらに2003(平成15)年度の時計台記念館完成後の閲覧・展示等の一般公開に備えて、検索システム等の整備が課題となります。



楽友会館本館書庫



楽友会館別館書庫

【日誌】(2000年11月～2001年10月)

2000 / 11 / 1 大学文書館設置。
 12 / 19 大学文書館運営協議会。
 2001 / 1 / 16 大学文書館運営協議会。
 2 / 15 大学文書館運営協議会。
 2 / 27 京都大学大学文書館への行政文書等の移管等に関する要項および京都大学大学文書館利用要項制定(部局長会議承認)。
 3 / 21 大学文書館運営協議会。
 4 / 9 海原徹名誉教授より『京都大学百年史』総説編執筆に使用した史料寄贈。
 附属図書館より、京都帝国大学文学部講師の住所について照会。
 4 / 13 附属図書館より、京都帝国大学文学部講師の学歴について照会。
 4 / 16 教官より、理学部卒業生(1927年)の京大在職経験の有無について照会。
 附属図書館より、元文学部非常勤講師の附属図書館嘱託経験の有無について照会。
 4 / 19 大学文書館教官会議。
 4 / 24 竹澤哲夫氏より法学部に寄贈されていた学徒出陣時の日の丸寄せ書き等の史料を受領。
 5 / 1 明治大学総務部歴史編纂事務室より、大学文書館設置の経緯について照会。
 5 / 8 大学情報課より、敗戦直後の一教官の追放の根拠について照会。
 5 / 9 岡山県立図書館より、医学部教授の氏名の読み方について照会。
 5 / 24 大学文書館教官会議。
 5 / 28 附属図書館情報サービス課参考調査掛より、戦前のロシア語講師の来日年月日について照会。
 6 / 11 宇多小路豊氏より、第三高等学校在学中の教科書等の史料寄贈。
 6 / 18 藤井教授・西山助教授・嘉戸助手・保田助手・赤井掛員、国立

公文書館へ出張。
 6 / 19 大学情報課より、『京都大学概要』沿革図の内容確認の依頼。
 6 / 20 ソウル大学校大学記録管理室より、大学文書館設置の経緯について照会のため来館。
 7 / 2 大学文書館教官会議。
 7 / 4 西山、全国大学史資料協議会東日本部会研究部会(於学習院大学)において「京都大学大学文書館の設立と今後の課題」と題して講演。
 千葉商科大学史料編纂室より、元法学部教授の没年について照会。
 7 / 30 学生部入試課より、昭和50年代以降の入学定員の変遷について照会。
 8 / 23 大学文書館教官会議。
 8 / 28 ホームページ開設。
 8 / 31 学外より、中国人留学生居住施設「光華寮」開寮式(1945年4月)の内容について照会。
 保田、全学シンポジウム「京都大学における教育評価(授業評価、成績評価等)の在り方(於天津プリンスホテル)」に参加(～9月1日)。
 9 / 1 京都大学大学文書館パンフレット発行。
 9 / 5 金沢大学資料館より、行政文書の移管のあり方について照会。
 9 / 11 大学文書館運営協議会。
 9 / 13 西山・赤井、神奈川県立公文書館・群馬県立文書館へ出張(～14日)。
 9 / 18 松尾尊兌名誉教授より、学生部関係史料寄贈。
 京都新聞より、大学文書館について取材のため来館(10月11日夕刊に掲載)。
 9 / 20 西山・嘉戸、名古屋大学大学史資料室公開シンポジウム「『開かれた大学』とこれからの文書資料管理・情報公開(於名古屋大学)」に参加。

9 / 26 理学研究科化学教室より、アルバム・肖像画・学士試験論文等の史料寄贈。
 10 / 2 大学文書館教官会議。
 西山・嘉戸・保田、事務局各部署文書担当者を対象とする行政文書ファイル移管作業要領説明会に出席。
 10 / 3 西山、全国大学史資料協議会2001年度総会・全国研究会(於神奈川大学)に出席(～4日)。
 「大学『文書館』と『大学』文書館 京都大学大学文書館が目ざすもの」と題して講演。
 10 / 5 筑波大学附属図書館長、大学文書館設置の経緯について照会のため来館。
 10 / 9 松本誠名誉教授より、理工科大学教授関係資料(写真・文書)借用。

尾崎芳治名誉教授より、大学紛争関係ビラ寄贈。
 10 / 10 細川元雄元経済学部講師より、河上肇関係資料(色紙、墨蹟等)寄贈。
 10 / 12 保田、和歌山県立文書館「民間所在資料調査員研修会」に出席。
 10 / 17 学外より、国立科学博物館展示「ノーベル賞百周年記念展覧会」の資料について照会のため来館。
 10 / 18 朝日新聞社より、大学文書館について取材のため来館。
 菊池寛記念館より、菊池寛在学時の京大の状況について照会。
 10 / 31 西山・保田・赤井、国立史料館・明治大学総務部歴史編纂事務室へ出張(～11月1日)。

人の動き

2000年11月1日 佐々木丞平大学院文学研究科・文学部教授、大学文書館長に就任(兼任)。
 2001年1月1日 藤井讓治大学院文学研究科・文学部教授、大学文書館教授に就任(兼任)。
 3月1日 西山伸大学院文学研究科・文学部助手、大学文書館助教授に昇任。
 4月1日 嘉戸一将・保田その、大学文書館助手に着任。

資料提供のお願い

大学文書館では、京都大学の歴史や学生生活などに関係する史料を収集しています。

ご協力いただける場合は、下記までご連絡ください。

Tel : 075-753-2651

Fax : 075-753-2025

E-mail : archiv52@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

京都大学と定年制

京都大学大学文書館助手 嘉戸 一将

近年の国立大学をめぐる環境の変化には、めまぐるしいものがある。第三者による評価や納税者への説明責任が求められ、また国立大学という制度についても独立行政法人化に関する論議に代表されるように、根本的な見直しが迫られている。任期制の導入や、東京大学における定年の延長など、教員の身分に関する制度もまた例外ではない。そうした改革の原動力となっている理念の一つに、研究・教育の刷新を挙げることができるだろう。

日本で国立大学の教員の定年制が導入されたのは、その前身も含めると、1923(大正11)年3月のことである。すなわち、東京帝国大学で導入された定年に関する申し合わせである。その際、この制度を実現するために用いられた名目が教官の「新陳代謝」だった。しかし、定年制とは言っても、法律に基づくものでも学内規程によるものでもなかった。法律で定年制が定められることになったのは、1949(昭和24)年の教育公務員特例法によってである。同法によって初めて法律上、教員の「定年制」が保障され、大学に委ねられることになった。それ以前は申し合わせによるものだった。

京都大学で定年制が導入されたのは帝国大学時代の1923(大正12)年3月で、東大同様、やはり申し合わせによるものだった。それが「在職教授退職二関スル申合」(以下、「申合」と表記する)である。3月15日の評議会議事録によると、教官優遇の財源に充当するため、石炭費を減額する、とある。1月25日の評議会議事録に協議事項として「退職教授優遇二関スル件」とあるように、また「申合」の原案と思われる「退職教授優遇案」(『京都大学百年史』総説編297ページ、参照。月日不明だが、あるいは1月25日の評議会で配布された「案」か)の名が示しているように、教官を優遇する制度とされていた。というのも、退職する教官には「一時金」を支給することとされたからだ。これが定年制導入の「隠された理由」とも言われる。また、その優遇のための財源問題のために、法律でも内規でもなく、「申合」にせざるをえなかったとも言われる。

定年制導入にはさらに別の側面もあるように思われる。東大での定年制導入に際して、原敬首相が、大学の教官は強度の身分保障がされている司法官や陸海軍武官のような終身官ではないため、定年制を設けることはできないと言ったそうだが

[資料]

在職教授退職二関スル申合

- 第一条 教授八満六十歳ヲ以テ定年トス
第二条 定年時期ハ前学年ノ終ニ於テ之ヲ予告ス
第三条 定年時期ノ予告ヲ受ケタル教授ニシテ其ノ時期ニ達スルモ辞表ヲ提出セサルトキハ当該学部教授会ハ之ヲ必ス退職セシムルノ処置ヲ採ルモノトス
第四条 教授定年ニ達シテ辞表ヲ提出シタルトキハ随時其ノ手続ヲ履行スルモノトス
第五条 定年ニ達シ退職セル教授ハ左記ノ率ニ抛リ一時金ノ支給ヲ受クルモノトス
一、教授助教教授ヲ通算シ本大学ニ於ケル勤続年数二十年以上ニ達シタルモノハ八百個
二、教授助教教授ヲ通算シ本大学ニ於ケル勤続年数二十年ニ達セサル者ハ一年若クハ其ノ未滿ヲ減スル毎ニ五個ヲ減ス(附表参照)
第六条 授業上必要アルトキハ教授会ノ同意ヲ得テ退職教授ニ講師ヲ囑託スルコトヲ得
此場合ニ於テハ教授会ノ議決ハ当該学部在職教授四分ノ三以上出席シ其ノ六分ノ五以上ノ多数ヲ必要トス
第七条 退職教授ニ講師ヲ囑託セントスル場合ニ於テハ其ノ任期ヲ一年以内トシ継続セントスルトキハ其ノ都度第六条ノ手続ヲ経ルヲ要ス
第八条 本学ヨリ俸給其ノ他ノ支給ヲ受ケザル定員外ノ教授定年ニ達シタルトキハ本申合ノ適用ヲ停止シ定員外ノ期間ヲ勤続年数ニ通算セス
第九条 本申合ハ之ヲ助教教授ニ適用ス 但其ノ支給額ハ教授ニ対スルモノノ三分ノ二トス
第十条 他二本務ヲ有シ本学ニ兼務セル教授及助教教授ニ対シテハ第一条乃至第三条ニ限り適用ス
第十一条 本申合ニ疑義ヲ生シタルトキハ評議会之ヲ決ス
附則 本申合ハ決定ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本申合施行前満六十歳ニ達シタル者及本申合施行後六ヶ月内ニ満六十歳ニ達スル者ハ予告ヲ待タシテ本申合施行後六ヶ月内ニ辞表ヲ提出スヘキモノトス

[附表を略す。]

『京都大学百年史』総説編 298 299ページ、および資料編1 315 316ページ、参照。

(中田薫「古在氏の想出(抄)」、『東京大学百年史』資料一所収) 定年制は身分保障の問題でもあった。定年制の導入は、大学教官に終身官並みの身分保障を要求しているのであり、教官の任免権や総長選挙制度と並んで「大学の自治」を実質的に保障することになるだろう。そのため、法律で保障されなかったのである。「教授八満六十歳ヲ以テ定年トス」と定めた「申合」の成立には、大学という制度をめぐる教官と行政権力との様々な確執が窺われる。